

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道旭川市長

公表日

令和6年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	旭川市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民及び児童福祉施設等からの児童手当認定請求書等の届出により、高等学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等もしくは児童福祉施設長等に対して、児童手当を支給する。 支給要件確認等にあたっては、父母等の所得の比較や加入年金の確認等を行い、認定及び額改定される者等に対して通知書を作成し通知する。また、児童手当現況届により、父母等の所得の比較や加入年金の確認等を行い、継続認定の可否を確認する。番号法の別表第二に基づいて、旭川市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定
③システムの名称	児童手当等管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー・マイナポータル（びったりサービス）
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表 項番81
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会の根拠] 番号法第19条第8号、別表項番81 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表百六の項、表題百七の項、第108条、令第109条 [情報提供の根拠] 番号法第19条第8号、別表項番81 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表四十二の項、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て助成課
②所属長の役職名	子育て助成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒070-8525 旭川市7条通9丁目（総合庁舎3階） 旭川市市民生活部地域活動推進課（情報公開・個人情報担当） 0166-25-9101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒070-8525 旭川市7条通9丁目（総合庁舎3階） 旭川市子育て支援部子育て助成課 0166-25-6446

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]